

国道49号 富田地区電線共同溝PF1事業の入札説明書等の訂正表(第2回)

令和5年11月7日に公表した「国道49号 富田地区電線共同溝PF1事業 入札説明書(添付資料含む)」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後									
1	入札説明書	1	3	(2)		事業の対象となる公共施設等の種類	(2) 事業の対象となる公共施設等の種類 ① 電線共同溝(道路法第2条第2項第9号に定める電線共同溝(道路附属物)) ② 道路(車道、歩道) ③ 道路附属物(道路照明、排水構造物、緑石、防護柵、案内標識等)	(2) 事業の対象となる公共施設等の種類 ① 電線共同溝(道路法第2条第2項第9号に定める電線共同溝(道路附属物)) ② 道路舗装(車道、歩道) ③ 道路附属物(道路照明、排水構造物、緑石、防護柵、案内標識等)									
2	入札説明書	4	3	(8)		工事実施形態	(8) 工事実施形態 ① 工事業務のうち電線共同溝工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査(臨時調査)及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。 ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。	(8) 工事実施形態 ① 工事業務のうち電線共同溝工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査(臨時調査)及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。 ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、競争参加資格審査結果通知日までにとりまとまっているものに限る。									
3	【添付1】事業契約書(案)【SPC設立版】					目次 ページ番号	(省略)	(該当部分は目次を確認)									
4	【添付1】事業契約書(案)【SPC設立版】	36	第8章	第1節	第80条	事業者の解除権	(事業者の解除権) 第80条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。 一 第38条により本件工事の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。	(事業者の解除権) 第80条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。 一 第39条により本件工事の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。									
5	【添付1】事業契約書(案)【SPC設立版】	50	別紙2			用語の定義	<table border="1"> <tr> <td>工事監理業務</td> <td>本施設の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。</td> <td>こうじかんりぎょうむ</td> </tr> <tr> <td>工事監理業務報告書</td> <td>工事監理業務に関する報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。</td> <td>こうじかんりぎょうむほうこくしょ</td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>整備工事業務の着工日から本施設の引渡しまでの期間をいう。</td> <td>こうじきかん</td> </tr> </table>	工事監理業務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。	こうじかんりぎょうむ	工事監理業務報告書	工事監理業務に関する報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。	こうじかんりぎょうむほうこくしょ	工事期間	整備工事業務の着工日から本施設の引渡しまでの期間をいう。	こうじきかん	(削除)
工事監理業務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。	こうじかんりぎょうむ															
工事監理業務報告書	工事監理業務に関する報告書をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。	こうじかんりぎょうむほうこくしょ															
工事期間	整備工事業務の着工日から本施設の引渡しまでの期間をいう。	こうじきかん															
6	【添付1】事業契約書(案)【SPC設立版】	51	別紙2			用語の定義	<table border="1"> <tr> <td>構成員</td> <td>本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。</td> <td>こうせいいん</td> </tr> <tr> <td>交通管理者</td> <td>交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者(警察)をいう。</td> <td>こうつうかんりしや</td> </tr> <tr> <td>再計算の利息</td> <td>本契約を解除した場合に、契約解除通知日から発注者が選択した支払方法による支払日(当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日)までの期間について割賦利率により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙7による。</td> <td>さいけいさんのりそく</td> </tr> </table>	構成員	本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。	こうせいいん	交通管理者	交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者(警察)をいう。	こうつうかんりしや	再計算の利息	本契約を解除した場合に、契約解除通知日から発注者が選択した支払方法による支払日(当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日)までの期間について割賦利率により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙7による。	さいけいさんのりそく	(削除)
構成員	本事業に関する入札手続において競争参加資格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。	こうせいいん															
交通管理者	交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者(警察)をいう。	こうつうかんりしや															
再計算の利息	本契約を解除した場合に、契約解除通知日から発注者が選択した支払方法による支払日(当該支払日が複数ある場合には、それぞれの支払日)までの期間について割賦利率により再計算した利息の額をいう。ただし、当該利息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契約解除の事由及び選択した支払方法によって異なり、詳細は本契約別紙7による。	さいけいさんのりそく															
7	【添付1】事業契約書(案)【SPC設立版】	55	別紙2			用語の定義	<table border="1"> <tr> <td>入札時積算数量図面書</td> <td>発注者が本事業の入札手続において事業者に提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係る数量その他の必要事項を記載した書類をいう。</td> <td>にゅうさつじせきさんすうりょうしよ</td> </tr> </table>	入札時積算数量図面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係る数量その他の必要事項を記載した書類をいう。	にゅうさつじせきさんすうりょうしよ	<table border="1"> <tr> <td>入札時積算数量図面書</td> <td>発注者が本事業の入札手続において事業者に提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係る数量その他の必要事項を記載した書類をいう。</td> <td>にゅうさつじせきさんすうりょうずめんしよ</td> </tr> </table>	入札時積算数量図面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係る数量その他の必要事項を記載した書類をいう。	にゅうさつじせきさんすうりょうずめんしよ			
入札時積算数量図面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係る数量その他の必要事項を記載した書類をいう。	にゅうさつじせきさんすうりょうしよ															
入札時積算数量図面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係る数量その他の必要事項を記載した書類をいう。	にゅうさつじせきさんすうりょうずめんしよ															

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後															
8	【添付1】 事業契約書 (案)【代 表企業版】					目次 ページ番号	(省略)	(該当部分は目次を確認)															
9	【添付1】 事業契約書 (案)【代 表企業版】	8	第2章	第16条	第4項	選定企業の一括委任 又は一括下請負の禁 止	4 事業者は、自ら実施するいかなる調整マネジメント業務(設計段階)、調整マ ネジメント業務(工事段階)又は調整マネジメント業務(維持管理段階)も、そ の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはなら ない。また、事業者は、各選定企業をして、各選定企業に委任し、又は請け負 せ	4 事業者は、調整マネジメント業務(設計段階)、調整マネジメント業務(工事 段階)又は調整マネジメント業務(維持管理段階)を、 選定企業に限り委任し、 又は請け負わせることができる。 また、事業者は、各選定企業をして、各選定企															
10	【添付1】 事業契約書 (案)【代 表企業版】	36	第8章	第1節	第80条	事業者の解除権	(事業者の解除権) 第80条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を 解除することができる。 一 第38条により本件工事の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただ し、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が 完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。	(事業者の解除権) 第80条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を 解除することができる。 一 第39条により本件工事の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただ し、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が 完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。															
11	【添付1】 事業契約書 (案)【代 表企業版】	49	別紙2			用語の定義	<table border="1"> <tr> <td>工事監 理業 務</td> <td>本施設の建設工事に対する工事監理に係る業 務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書 による。</td> <td>こうじかんりぎょうむ</td> </tr> <tr> <td>工事監 理業 務報 告書</td> <td>工事監理業務に関する報告書をいい、その内 容の詳細は要求水準書によるものとする。</td> <td>こうじかんりぎょうむほうこく しょ</td> </tr> <tr> <td>工事期 間</td> <td>整備工事業務の着工日から本施設の引渡しま での期間をいう。</td> <td>こうじきかん</td> </tr> </table>	工事監 理業 務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業 務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書 による。	こうじかんりぎょうむ	工事監 理業 務報 告書	工事監理業務に関する報告書をいい、その内 容の詳細は要求水準書によるものとする。	こうじかんりぎょうむほうこく しょ	工事期 間	整備工事業務の着工日から本施設の引渡しま での期間をいう。	こうじきかん	(削除) <table border="1"> <tr> <td>工事監 理業 務</td> <td>本施設の建設工事に対する工事監理に係る業 務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書 による。</td> <td>こうじかんりぎょうむ</td> </tr> <tr> <td>工事期 間</td> <td>整備工事業務の着工日から本施設の引渡しま での期間をいう。</td> <td>こうじきかん</td> </tr> </table>	工事監 理業 務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業 務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書 による。	こうじかんりぎょうむ	工事期 間	整備工事業務の着工日から本施設の引渡しま での期間をいう。	こうじきかん
工事監 理業 務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業 務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書 による。	こうじかんりぎょうむ																					
工事監 理業 務報 告書	工事監理業務に関する報告書をいい、その内 容の詳細は要求水準書によるものとする。	こうじかんりぎょうむほうこく しょ																					
工事期 間	整備工事業務の着工日から本施設の引渡しま での期間をいう。	こうじきかん																					
工事監 理業 務	本施設の建設工事に対する工事監理に係る業 務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書 による。	こうじかんりぎょうむ																					
工事期 間	整備工事業務の着工日から本施設の引渡しま での期間をいう。	こうじきかん																					
12	【添付1】 事業契約書 (案)【代 表企業版】	50	別紙2			用語の定義	<table border="1"> <tr> <td>構成員</td> <td>本事業に関する入札手続において競争参加資 格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。</td> <td>こうせいいん</td> </tr> <tr> <td>交通管 理者</td> <td>交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行 管理を行う者(警察)をいう。</td> <td>こうつうかんりしゃ</td> </tr> <tr> <td>再計算 の利 息</td> <td>本契約を解除した場合に、契約解除通知日か ら発注者が選択した支払方法による支払日 (当該支払日が複数ある場合には、それぞれ の支払日)までの期間について割賦利率によ り再計算した利息の額をいう。ただし、当該利 息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契 約解除の事由及び選択した支払方法によっ て異なり、詳細は本契約別紙7による。</td> <td>さいけいさんのりそく</td> </tr> </table>	構成員	本事業に関する入札手続において競争参加資 格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。	こうせいいん	交通管 理者	交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行 管理を行う者(警察)をいう。	こうつうかんりしゃ	再計算 の利 息	本契約を解除した場合に、契約解除通知日か ら発注者が選択した支払方法による支払日 (当該支払日が複数ある場合には、それぞれ の支払日)までの期間について割賦利率によ り再計算した利息の額をいう。ただし、当該利 息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契 約解除の事由及び選択した支払方法によっ て異なり、詳細は本契約別紙7による。	さいけいさんのりそく	(削除) <table border="1"> <tr> <td>構成員</td> <td>本事業に関する入札手続において競争参加資 格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。</td> <td>こうせいいん</td> </tr> <tr> <td>再計算 の利 息</td> <td>本契約を解除した場合に、契約解除通知日か ら発注者が選択した支払方法による支払日 (当該支払日が複数ある場合には、それぞれ の支払日)までの期間について割賦利率によ り再計算した利息の額をいう。ただし、当該利 息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契 約解除の事由及び選択した支払方法によっ て異なり、詳細は本契約別紙7による。</td> <td>さいけいさんのりそく</td> </tr> </table>	構成員	本事業に関する入札手続において競争参加資 格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。	こうせいいん	再計算 の利 息	本契約を解除した場合に、契約解除通知日か ら発注者が選択した支払方法による支払日 (当該支払日が複数ある場合には、それぞれ の支払日)までの期間について割賦利率によ り再計算した利息の額をいう。ただし、当該利 息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契 約解除の事由及び選択した支払方法によっ て異なり、詳細は本契約別紙7による。	さいけいさんのりそく
構成員	本事業に関する入札手続において競争参加資 格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。	こうせいいん																					
交通管 理者	交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行 管理を行う者(警察)をいう。	こうつうかんりしゃ																					
再計算 の利 息	本契約を解除した場合に、契約解除通知日か ら発注者が選択した支払方法による支払日 (当該支払日が複数ある場合には、それぞれ の支払日)までの期間について割賦利率によ り再計算した利息の額をいう。ただし、当該利 息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契 約解除の事由及び選択した支払方法によっ て異なり、詳細は本契約別紙7による。	さいけいさんのりそく																					
構成員	本事業に関する入札手続において競争参加資 格の確認を受け、事業者に出資する者をいう。	こうせいいん																					
再計算 の利 息	本契約を解除した場合に、契約解除通知日か ら発注者が選択した支払方法による支払日 (当該支払日が複数ある場合には、それぞれ の支払日)までの期間について割賦利率によ り再計算した利息の額をいう。ただし、当該利 息の算定を行うにあたっての割賦利率は、契 約解除の事由及び選択した支払方法によっ て異なり、詳細は本契約別紙7による。	さいけいさんのりそく																					
13	【添付1】 事業契約書 (案)【代 表企業版】	54	別紙2			用語の定義	<table border="1"> <tr> <td>入札時積 算数量回 面書</td> <td>発注者が本事業の入札手続において事業者に 提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係 る数量その他の必要事項を記載した書類をい う。</td> <td>にゅうさつじせきさんすうりよ うしょ</td> </tr> </table>	入札時積 算数量回 面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に 提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係 る数量その他の必要事項を記載した書類をい う。	にゅうさつじせきさんすうりよ うしょ	<table border="1"> <tr> <td>入札時積 算数量回 面書</td> <td>発注者が本事業の入札手続において事業者に 提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係 る数量その他の必要事項を記載した書類をい う。</td> <td>にゅうさつじせきさんすうりよ うずめんしょ</td> </tr> </table>	入札時積 算数量回 面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に 提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係 る数量その他の必要事項を記載した書類をい う。	にゅうさつじせきさんすうりよ うずめんしょ									
入札時積 算数量回 面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に 提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係 る数量その他の必要事項を記載した書類をい う。	にゅうさつじせきさんすうりよ うしょ																					
入札時積 算数量回 面書	発注者が本事業の入札手続において事業者に 提示した、電線共同溝費及び舗装復旧費に係 る数量その他の必要事項を記載した書類をい う。	にゅうさつじせきさんすうりよ うずめんしょ																					
14	【添付1】 事業契約書 (案)【代 表企業版】	62	別紙7			再計算の利息の算定 にかかる割賦利率	2. 利ざや 契約解除の事由により以下のように定める。 (1) 本契約第78条による解除の場合上乗せする利ざやは認めない。 (2) 本契約第79条又は第80条による解除の場合 事業計画書に記載されている利ざやとする。 (3) 本契約第81条による解除の場合 事業計画書に記載されている、融資者から提示のあった利ざやとする。この 場合、構成員である株主からの劣後融資等は含めない。	2. 利ざや 契約解除の事由により以下のように定める。 (1) 本契約第78条による解除の場合上乗せする利ざやは認めない。 (2) 本契約第79条又は第80条による解除の場合 事業計画書に記載されている利ざやとする。 (3) 本契約第81条による解除の場合 事業計画書に記載されている、融資者から提示のあった利ざやとする。この 場合、構成員から 代表企業 への劣後融資等は含めない。															
15	【添付2】 要求水準書	17	第3	1	(3)	小黒板情報の電子的 記入の取扱い	③ 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(令和5年4月)及びデジタル写真管 理情報基準(平成28年3月)に準ずるが、②に示す小黒板情報の電子的記入につい ては、写真管理基準(令和5年4月)「2-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情 報基準(令和2年3月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しな い。	③ 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(令和5年4月)及びデジタル写真管 理情報基準(令和5年3月)に準ずるが、②に示す小黒板情報の電子的記入につい ては、写真管理基準(令和5年4月)「2-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報 基準(令和5年3月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。															

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後								
16	【添付2】 要求水準書	34	第3	3	(24)	性能保持及び性能評価	② 車道舗装の施工完了1年後の第10編第2章2-2に規定する性能指標に関する測定及び評価は、東北地方整備局が行うものとする。	② 車道舗装の施工完了1年後の(22)に規定する性能指標に関する測定及び評価は、東北地方整備局が行うものとする。								
17	【添付3-2】 様式集及び記載要領 (エクセル様式)	様式28-3				事業費の支払計画	注)6. 事業費合計(税込み)を様式22の入札価格に記入すること。	注)6. 表示単位:円 事業費合計(税込み)を様式22の入札価格に記入すること。								
18	【添付4】 事業者等が 付す保険等	1	第1	1.	(3)	付保条件	(3) 付保条件 ① 保険の契約期間は、事業者と設計企業との間における設計業務の実施に関する契約の締結日から事業者と工事企業及び工事監理企業との間における工事業務及び工事監理業務の実施に関する契約終了日までとする。なお、落札者がSPCを設立しない場合は、東北地方整備局と事業者との事業契約の締結日から工事業務及び工事監理業務の完了日までとする。	(3) 付保条件 ① 保険の契約期間は、事業者と設計企業との間における設計業務の実施に関する契約の締結日から事業者と工事企業及び工事監理企業との間における工事業務及び工事監理業務の実施に関する契約終了日までとする。なお、落札者がSPCを設立しない場合は、東北地方整備局と代表企業との事業契約の締結日から工事業務及び工事監理業務の完了日までとする。								
19	【添付6】 事業費の算 定及び支払 方法	4	第2	2.		支払方法の基本的事項	2. 支払方法の基本的事項 東北地方整備局は、事業費について、下記第3で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等を、原則として、毎回、東北地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。 具体的には、施設整備費、維持管理費及びその他費用の第1回目支払時期は、令和14年4月30日までとする。	2. 支払方法の基本的事項 東北地方整備局は、事業費について、下記第3で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等を、原則として、毎回、東北地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。 具体的には、施設整備費、維持管理費及びその他費用の第1回目支払時期は、令和14年4月30日までとする。 なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和13年4月1日以前となった場合には、予算措置が行われることを条件として、下記第3 事業費の確定に基づき確定した施設整備費、維持管理費及びその他費用について、第1回目の支払時期を本施設引渡し年度の翌年4月30日までとして支払うものとする。								
20	【添付10】 見積参考資料	42	3			参考資料 調整マネジメント業務(工事段階) ・ 監理業務	・ 担当技術者 ((19.5日/月×2)日×72ヶ月)	・ 担当技術者 (19.5日/月×2)日×72ヶ月								
21	【添付10】 見積参考資料	65	3			参考資料 調整マネジメント業務(維持管理段階) ・ 監理業務	・ 担当技術者 ((19.5日/月×1)日×38ヶ月)	・ 担当技術者 (19.5日/月×1)日×44ヶ月								
22	【添付10】 見積参考資料	30				数量総括表 調査・設計業務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">電線共同溝詳細設計</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">電線共同溝詳細設計</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	電線共同溝詳細設計		電線共同溝詳細設計		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">電線共同溝修正設計</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">電線共同溝修正設計</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	電線共同溝修正設計		電線共同溝修正設計	
電線共同溝詳細設計																
電線共同溝詳細設計																
電線共同溝修正設計																
電線共同溝修正設計																